

○浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領

平成17年10月1日

訓令第23号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項の建設工事をいう。以下「工事」という。）並びに測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償コンサルタント業務（以下これらを「業務」という。）について浜田市契約規則（平成17年浜田市規則第59号。以下「規則」という。）第9条（規則第20条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する要件に該当するか否かの調査に関し必要な事項を定めるものとする。

(浜田市建設工事等低入札価格調査委員会の設置)

第2条 規則第9条第1項の調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札書の提出があった場合に、その価格での適正な工事又は業務の履行の可否について審査を行うため、浜田市建設工事等低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項を調査及び審査する。

- (1) 事情聴取の実施に関する事。
- (2) 入札価格の内訳書の審査に関する事。
- (3) 請負契約能力の審査に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、委員長と委員をもって組織する。

2 委員長及び委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、会務を総理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、入札執行者の要請を受けて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは関係職員を会議に出席させて意見を求めることができる。
- 3 委員長は、会議を開催し難いときは、書類審査で委員会の会議に代えるこ

とができる。

(審査結果の通知)

第7条 委員会は、審査の結果を当該入札の日から6日を経過する日までに、入札執行者に通知しなければならない。

(守秘義務)

第8条 委員会において調査及び審査された事項並びに審査結果は、委員会の許可なく、その内容を他に漏らしてはならない。

(適用対象工事等)

第9条 調査基準価格を設ける工事（以下「適用対象工事」という。）は、次に掲げる工事とする。

(1) 請負対象額（消費税及び地方消費税に相当する額を含んだ額。別表第1において同じ。）が5,000万円以上の工事

(2) その他市長が必要と認める工事

2 調査基準価格を設ける業務（以下「適用対象業務」という。）は、全ての業務とする。

(調査基準価格)

第9条の2 規則第9条第2項の調査基準価格は、別表第2の左欄に掲げる適用対象工事及び適用対象業務（以下「適用対象工事等」という。）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。ただし、これにより難しい場合にあつては、請負対象額に10分の8を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

2 調査基準価格は、当該適用対象工事等の予定価格調書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第10条 入札執行者は、施行令第167条の10第1項の規定により落札者を決定する入札を行う場合には、入札の公告又は入札の通知書に次の事項を記載するものとする。

(1) 施行令第167条の10第1項の規定の適用があること。

(2) 調査基準価格を下回った価格をもって申込みをした者（以下「低入札申込者」という。）がいた場合における落札者の決定方法に関すること。

(3) 低入札申込者は、申込価格が最低の価格であっても落札者とならない場合があること。

(4) 低入札申込者は、委員会の調査に協力しなければならないこと。

(5) 低入札申込者との契約等に係る措置に関すること。

(入札の執行)

第11条 入札執行者は、低入札申込者がいた場合は、当該入札の落札者の決定を保留し、委員会の調査及び審査を経て落札者を決定するものとする。

(調査の実施)

第12条 委員会は、低入札申込者が適用対象工事を適正に履行することができるか否かについて審査する場合には、低入札申込者、担当課及び関係機関から、次の事項について必要に応じ、事情聴取、照会等の調査を行うものとする。

- (1) 申込価格の根拠とした入札価格の内訳書に関すること。
- (2) 適用対象工事付近の手持ち工事の状況及び適用対象工事に関連する手持ち工事の状況並びに適用対象工事箇所と低入札申込者の事業所、倉庫等の関連（地理的条件）に関すること。
- (3) 手持ち資材の状況に関すること。
- (4) 資材購入先及び購入先と低入札申込者の関係に関すること。
- (5) 手持ち機械の状況に関すること。
- (6) 労働力の具体的供給見通しに関すること。
- (7) 過去に施行した公共工事名、発注者名及び成績状況に関すること。
- (8) 経営状況（最近の経営事項審査結果の写し及び諸税の納税証明の提出並びに取引金融機関・保証会社への照会）に関すること。
- (9) 建設業法違反の有無、賃金不払いの状況、下請代金の支払い遅延状況等の信用状態に関すること。
- (10) 下請契約予定者名及び同契約予定額に関すること。

第12条の2 委員会は、低入札申込者が適用対象業務を適正に履行することができるか否かについて審査する場合には、低入札申込者、担当課及び関係機関から、次の事項について必要に応じ、事情聴取、照会等の調査を行うものとする。

- (1) 申込価格の根拠とした入札価格の内訳書に関すること。
- (2) 業務履行の計画及び体制に関すること。
- (3) 手持ち業務の状況及び従事技術者に関すること。
- (4) 配置予定技術者に関すること。
- (5) 技術者の専任配置の宣誓に関すること。
- (6) 照査技術者に関すること（設計図書で定めた場合に限る。）。
- (7) 手持ち機械の状況に関すること（測量業務及び地質調査業務に限る。）。
- (8) 過去の同種又は類似業務履行実績に関すること。

(入札執行者の対応)

第13条 入札執行者は、委員会から第7条の規定による通知を受けたときは、入札日から6日を経過する日までに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる対応をするとともに、入札参加者に入札結果を通知しなければならない。

- (1) 審査の結果、低入札申込者のうちに適用対象工事等を適正に履行ができると認められる者がいる場合 その者のうち最も低い価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 審査の結果、低入札申込者のうちに適用対象工事等を適正に履行ができると認められる者がいない場合 予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (3) 入札参加者のうちに落札者がいない場合 当該入札を打ち切るものとする。

第13条の2 適用対象工事の落札者が低入札申込者である場合は、担当課長等は、次の措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳及び施工計画書の内容聴取 施工体制台帳及び施工計画書の提出に際し、必要に応じて、落札者の支店長、営業所長等からその内容の聴取を行う。
- (2) 重点的な監督業務の実施 監督職員に対し、立会により段階確認、施工の検査等を行わせる。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行わせるものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取させる。
- (3) 労働安全部局との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行う。
- (4) 中間検査の実施 請負額が5,000万円以上の工事にあつては工期中2回、5,000万円未満の工事にあつては工期中1回の中間検査を実施する。
- (5) 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査 下請業者を含め、下請契約の締結状況及び下請代金の支払状況について立入調査を実施し、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等を実施するよう、関係官庁に要請する。

(低価格入札者との契約等に係る措置)

第14条 入札執行者は、第13条第1号の規定により低入札申込者を落札者と決定し、工事請負契約を締結しようとするときは、当該落札者に対し、次に掲げる事項の履行を義務付けるものとする。

- (1) 契約金額の100分の30以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の額は、契約金額の10分の2以内の額とすること。
- (3) 監理技術者等が現場代理人を兼務しないこと。
- (4) 落札者（特別共同企業体の場合は、その代表者）に浜田市、島根県又は国の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事の成績評定が75点未満であった場合は、監理技術者等のほか同等の要件を満たす技術者（引き続き3か月以上の恒常的な雇用関係にある者に限る。）1名を現場に専任（当該工事の現場代理人との兼務及び他の工事の技術者との兼務でないことをいう。）で配置すること。
- (5) コンクリート造等の建物又は土木工作物については、市長が別に定める規定により非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定並びに非破壊・微破壊試験によるコンクリート強度測定を実施し、検査結果を報告すること。
- (6) 瑕疵担保期間は、木造の建築物等及び設備工事等にあつては2年、コンクリート造等の建物又は土木工作物等の建設工事にあつては4年とすること。
- (7) 瑕疵担保期間中は、市長が別に定めるところにより、落札者において年1回現場調査を行い、市長に報告すること。
- (8) 下請負契約は、相互に契約書を交わすものとし、その写しを提出すること。

第14条の2 入札執行者は、第13条第1号の規定により低入札申込者を落札者と決定し、業務委託契約を締結しようとするときは、当該落札者に対し、次に掲げる事項の履行を義務付けるものとする。

- (1) 契約金額の100分の30以上の契約保証金を納付すること。
- (2) 前金払の額は、契約金額の10分の2以内の額とすること。
- (3) 管理技術者等を専任（他の業務の技術者との兼務でないことをいう。）で配置すること。

（入札参加資格の制限）

第15条 第13条第1号の規定により落札者に決定した低入札申込者は、その落札に係る工事において浜田市建設工事成績評定要領（平成18年浜田市告示第47号）の規定により70点未満の成績評定を通知されたときは、当該通知

を受けた日の属する年度及び翌年度においては工事の入札に参加することができない。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第17条 この訓令に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令第5号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月29日訓令第9号)

この訓令は、平成20年9月29日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日訓令第5号)

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第4号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日訓令第2号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月30日訓令第6号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領

の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月22日訓令第3号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日訓令第7号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成29年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札に係る調査基準価格について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札に係る調査基準価格については、なお従前の例による。

附 則（平成30年9月5日訓令第4号）

- 1 この訓令は、平成30年9月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この訓令による改正後の浜田市建設工事等低入札価格調査制度実施要領の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札について適用し、同日前に公告した一般競争入札又は通知した指名競争入札については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（平24訓令4・全改、平25訓令2・平26訓令1・平27訓令3・一部改正、平28訓令6・旧別表・一部改正）

請負対象額	委員長	委員
1,000万円以上	総務部長	担当部長（支所所管の適用対象工事等にあつては担当支所長）、総務課長、担当課長
1,000万円未満	総務課長	担当課長、設計担当係長

別表第2（第9条の2関係）

（平28訓令6・追加、平29訓令7・一部改正）

区分	調査基準価格

工事		<p>当該工事に係る次に掲げる額の合計額（合計額が請負対象額に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては請負対象額に10分の9を乗じて得た額とし、請負対象額に10分の8を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の8を乗じて得た額）</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額</p>
業務	測量	<p>当該業務に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 直接測量費の額</p> <p>(2) 測量調査費の額</p> <p>(3) 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</p>
	建築コンサルタント	<p>当該業務に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 直接人件費の額</p> <p>(2) 特別経費の額（構造適合判定手数料を除く。）</p> <p>(3) 技術経費の額に10分の5を乗じて得た額</p> <p>(4) 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</p>
	土木コンサルタント	<p>当該業務に係る次に掲げる額の合計額</p> <p>(1) 直接人件費の額</p> <p>(2) 直接経費の額</p> <p>(3) その他原価の額に10分の7.5を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗</p>

	じて得た額
地質調査（一般調査）	当該業務に係る次に掲げる額の合計額 (1) 直接調査費の額 (2) 間接調査費の額 (3) 諸経費の額に10分の4.5を乗じて得た額
地質調査（解析調査）	当該業務に係る次に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価の額に10分の7.5を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
補償コンサルタント	当該業務に係る次に掲げる額の合計額 (1) 直接人件費の額 (2) 直接経費の額 (3) その他原価の額に10分の7.5を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

備考 調査基準価格に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。